

兵庫県稲美町農業委員会
令和5年8月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年8月25日（金）13時30分～14時50分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第10号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（1件）
報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（2件）
議案第24号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）
議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」⇒許可（3件）
議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（2件）
議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（4件）
議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第29号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」⇒同意
議案第30号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」⇒同意
- 4 出席委員（14名）

1番・藤本勝彦	2番・坂本英正	3番・松尾和孝	4番・山口 透
5番・梅本成子	6番・上田尚秋	7番・船岡重夫	8番・坂元三郎
9番・井澤 守	10番・鳴瀬敏雄	11番・丸山治正	12番・大西寿々代
13番・福田 修	14番・高松幹博		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局等職員
農業委員会事務局：局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
産業課：産業振興係長 中浜明敏
- 7 議事録署名人

10番・鳴瀬敏雄 委員 11番・丸山治正 委員

8 議 事

事務局： ただいまから令和5年8月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。本日は委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、10番鳴瀬敏雄委員、11番丸山治正委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第10号～第11号及び議案第24号～第30号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第10号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町国岡2丁目 (国岡交差点北西方)

地 目： 田

面 積： 261m²

申請人：地元所有者

転用目的：賃貸露天駐車場

土地利用計画：申請地と西に隣接する1筆と一体利用する。隣接地は、既に一般個人住宅で4条届出受理済であるが、施工はなし。道路高さまで盛土する。駐車場は24台分。雨水は道路側溝へ排水する。

専決処理：令和5年8月16日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の賃貸露天駐車場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和5年8月16日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡字城ノ谷 (城ノ池西方)

地目：田

面積：467㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元土地所有者

譲受人：隣接地で会社経営する法人

転用目的：露天駐車場

土地利用計画：東側道路高さまで盛土し、アスファルト舗装する。雨水は法人代表者が個人所有する南側の田へ排水する。

専決処理：令和5年8月8日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、露天駐車場への転用で、稲美町農業委員会として令和5年8月8日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町国岡1丁目 畑 702㎡
田 268㎡
田 238㎡
田 427㎡

(小池東側) 4筆合計 1,635㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者、地元所有者 各持ち分2分の1

譲受人：建築業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：コンクリート擁壁し、造成工事する。番と番の合計
970㎡は6区画、番と番の合計665㎡は4区画。住宅の
汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ。

専決処理：令和5年8月8日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議 長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動
を行う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和5年
8月8日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議 長： それでは、議案第24号「非農地証明交付申請の承認について」を議
題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町蛸草字下條 (蛸草交差点南西方)

地 目：田 現況は宅地

面 積：150㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和38年以前から住宅あり。昭和42年、昭和48年、昭
和53年に増築し、現在に至る。

平成11年4月21日撮影の空中写真添付。

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願いま
す。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。長年にわたり現況のままであ
り、農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいた
だいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和5年8月22日13時30分～16時30分までの間、11番丸山治正農地担当副会長、6番上田尚秋委員、13番福田修委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地は数年にわたり空き家になっています。東側は県道、他の3方は水路です。周辺の農地や道路等への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町印南字西場 (百丁場池西方)

地目： 田

面積： 842㎡

移動する権利： 所有権 (贈与)

譲渡人： 地元農業者

譲受人： 同地番に居住する子の配偶者

農機具： トラクター2台・田植機・コンバイン

栽培作物： 水稻

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。現況は水稻です。今後も作付けが見込まれますのとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

6番上田委員： 申請地は給排水が整った田で、水稻が植えられています。譲受人は同居の親族ですので、農地を引継いでいかれると思います。問題ないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町岡字路池	田	5 4 0 m ²
	田	9 1 9 m ²
	田	1, 2 0 0 m ²
岡字緑ヶ岡	田	6 3 1 m ²

(溝ヶ沢池南方、天満東幼稚園西方) 4筆合計 3, 2 9 0 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：県外在住所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター・田植機・軽トラック

栽培作物：水稲・サツマイモ

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進員は田口委員です。申請地は、現在は地元営農組合や地元自治会により耕作管理されています。譲受人の家族が隣地を所有しており。耕作の見込みがあるので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

11番・丸山委員： 現在申請地は、路池は地元営農組合が水稲を、緑ヶ岡は自治会が借受けて園児・児童のサツマイモを植えています。譲受人は地元の農家で、若いですが熱心に農業をやっています。問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在：稲美町中村字田井中	田	500㎡
	畑（現況 田）	88㎡
(向交差点北東方)	2筆合計	588㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター・田植機・コンバイン・草刈機・軽トラック

栽培作物：水稻・野菜

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は吉田委員です。現況は水稻です。今後も作付けが見込まれますとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

6番・上田委員： 申請地は給排水の整った田です。2筆一体で水稻が植えられていました。以前から申請人が借りられているということですので、問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町加古字見谷北 （見谷下新池南西）

地 目：田 （現況は雑種地）

面 積：77 m²

申請人：地元農業者

転用目的：露天駐車場

土地利用計画：平成8年頃造成済み。擁壁あり。始末書添付。宅地と申請地の間に雑種地がある。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。申請地は以前より地上げされており、擁壁があります。駐車場として利用されており、周辺農地や用排水、道路等への影響も特にないと報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請地は擁壁があり、コンクリートは古い感じがしました。カーポートもあり駐車場として利用されています。周囲は申請者所有の農地ですので雨水の心配はありません。農業用水、道路等への影響はないように思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町加古字上新田東 （加古大池西）

地 目：田 （現況は雑種地）

面 積：562 m²

申請人：地元所有者

転用目的：賃貸露天資材置場

土地利用計画：前所有者である父が無断で造成、賃貸済み。西隣の所有者が使う。始末書添付。

議 長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願

ます。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。申請地の北は道路、東は水路、南は農地、西は駐車場・資材置場で、申請地自体も造成済みのため、境目ははっきりしません。周辺農地や道路等への影響を考えると、排水が必要との報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地は造成済みです。雨水は東側既存の溝に流す計画で、周辺農地や農業用水、道路等への影響はないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は4件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町加古字上新田前	田	3 0 7 m ²
	田	9 1 9 m ²
	田	5 2 m ²
	田	7 9 6 m ²
	田	6 3 8 m ²
	田	8 3 6 m ²
	田	3 0 7 m ²
	田	3 3 0 m ²

(稲美郵便局南) 8筆合計 4, 185 m²

旧加古村役場跡周辺地区地区計画区域のB街区、ゆとりある低層戸建住宅の建築を促進する区域で、建物の敷地面積の最低限度は200 m²。

今回の開発は、令和4年の県道南側での分譲住宅7区画(5筆1, 578 m²)の続き。農地転用面積3, 000 m²超えにつき、農業会議に意見照会する。

移動する権利：所有権

譲渡人：所有者4名（地元在住者3名、町外在住所有者1名）

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地（16区画）

土地利用計画：造成し、区画割りして分譲する。道路や公園も含む。雨水は区画された住宅用地から開発区域内道路側溝に入り、開発区域西側に流れる水路に放流、県道を横断し八軒屋池へ。汚水は、北側の前回開発地を經由して、北側県道敷設の公共下水に接続。

開発行為許可申請書は都市計画課受付済み

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。申請地の南は県住の駐車場、西も駐車場、北は郵便局の駐車場。北西に遊休農地が残る。転用による農業用排水や周辺農地への影響があるのではないかと。東側に側溝が必要だと思ふとの報告をいただいています。

この点につきましては、開発関連工事として側溝（北側部分蓋あり、南側部分蓋なし）及び草押さえの土間コンクリート打設の計画となっています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番福田委員： 申請地は以前から問題になっていた遊休農地です。雨水は池へ、汚水は下水道につながりますので問題はありません。転用による農地や排水、道路への影響はないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長： 賛成多数ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町加古字見谷北 （見谷下新池南西）

地 目：田（現況は畑）
面 積：187㎡
設定する権利：使用貸借権
貸付人：地元農業者
借受人：町外在住の子
転用目的：分家住宅

土地利用計画： 東北西境界は重力式擁壁新設し盛土する。住宅1棟建築。雨水は南西角の雨水桝経由で既設水路に放流。汚水は南側道路敷設の公共下水に接続。

都市計画法第43号第1項に規定する建築物の新築許可申請受付済み。

議 長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。申請地の南は道路、東は地蔵堂です。農地の給水は北東の角にあり、排水は北西の角と南西角にあります。転用すると、残る農地の水はけが悪くなるのではないかと思うが、農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番福田委員： 申請地の南は道路です。雨水、汚水の計画もあり、転用による農地や用排水、道路への影響は無いように思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町蛸草字高菌（上棒池南東）

※ 高菌地区特別指定区域の地縁者の住宅区域。

地 目：田（現況 雑種地）

面積：135㎡

設定する権利：使用貸借権

貸付人：地元所有者

借受人：町内在住の子

転用目的：地縁者住宅

土地利用計画：平成5年ごろ、貸付人により造成済み。始末書添付。

住宅は、本申請地の大部分と北側隣接雑種地の一部を敷地とし建築する。南側道路に面する塀は撤去する。雨水は南側中ほどの雨水枿から道路側溝（L型側溝で角を曲がった先にグレーチングあり）へ、汚水は下水道へ接続する。

都市計画法第43号第1項に規定する建築物の新築許可申請受付済み。

議長：「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は衣笠委員です。申請地の現況は譲渡人住宅地に隣接する雑種地です。転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

6番上田委員：申請地の多く部分は住宅敷地になっており、一部家庭菜園の跡がみられました。新設する住宅の汚水は下水道に接続、雨水は南側道路側溝流す計画ですが、道路側溝がL型側溝なので少し心配です。問題があれば見直すとのことですので、許可でよいと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号4」

所在：稲美町印南字上場（中場池東方）

地目：田

面積：339㎡

設定する権利：使用貸借権

貸付人：地元所有者（借受人法人の役員）

借受人：建設業者

転用目的：露天駐車場

土地利用計画：造成地盤改良工事する。雨水は農地の排水を利用し既存の水路へ。

議長：「番号4」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は唐木委員です。申請地は貸人居宅の東側にあり、入口部分は鉄板が敷設されている。東の農地は水稻が栽培されている。南は道路。転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員：申請地の東は農地、北と西は宅地、南は道路です。申請地の一部に鉄板が敷いてありましたが、下は地味土です。他の部分は耕してありました。雨水は農地の時の排水口を利用し、道路の下をくぐって南の水路に放流します。転用による農地や排水、道路への影響はないように思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長：それでは、議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局：この議案は、改正農業経営基盤強化促進法2年間の経過措置に基づき、旧法第18条第1項の規定により、稲美町長から農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：6件

利用権を設定する申請者（貸付者）：9件

申請筆数：10筆

申請面積：17,981㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）：6件

利用権を設定する申請者（貸付者）：9件

申請筆数：10筆

申請面積：17,981㎡

事務局：説明は以上です。

議長：地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議長：説明・報告は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長：委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長：それでは、議案第29号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局：この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法第18条第3項の規定により、公益財団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長から、農業委員会の意見を求められているものです。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：1件

利用権を設定する申請者（貸付者）：1件

申請筆数：4筆

申請面積：6,009㎡

「各筆明細」（農地中間管理機構が作成する農用地利用集積等促進計画案）

転貸先の変更（営農組合→所有者）

事務局：説明は以上です。

議長：説明は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
農用地利用集積等促進計画案に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積等促進計画案について、「原案どおり異議なし」といたします。

議長： それでは、議案第30号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、農業経営基盤強化促進法施行規則第7条の規定により、農業委員会の意見を求められているものです。

詳細は、産業課産業振興係の中浜係長から説明いたします。

産業課中浜係長： 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が令和4年5月27日に公布、令和5年4月1日に施行されました。

これを受けて兵庫県が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」令和5年6月30日に変更し、これを踏まえて、稲美町が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を変更するものです。

主な変更点は、①農業を担うものの確保及び育成に関する事項の新設、②地域計画策定に関する事項の新設の2点。その他、稲美町の実態に合わなくなった箇所を改正します。「担い手協議会」はなくなりましたので、削除しています。

なお、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアについての目標は、県は10年後をめどに66%としています。町の構想においては県と異なるパーセンテージを設定する必要はないので、56%を66%に変更しています。

議長： 説明は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、「異議なく同意する」といたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げます、令和5年8月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年8月25日

議長 坂 本 英 正

委員 鳴 瀬 敏 雄

委員 丸 山 治 正